

長崎市身体障害者自動車運転免許取得助成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長崎市地域生活支援事業実施規則（平成18年長崎市規則第94号）第3条第10号クに規定する自動車運転免許取得助成事業の実施について予算の定めるところにより、自動車運転免許を取得した身体障害者に対し、当該自動車運転免許の取得に係る経費の一部を助成するために長崎市身体障害者自動車運転免許取得助成事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 補助金の交付の対象者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であって、自動車運転免許の取得により就労又は就学が見込まれる等社会活動への参加に効果があると認められるものとする。

(1) 市内に1年以上居住する者

(2) 就学のため市外に居住している者であってその者の属する世帯が市内にあり、生計を一にしていると認められるもの（現に居住している本市以外の市町村において、この事業に類する事業の適用を受けた者を除く。）

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第1項の規定による支給決定者のうち施設入所支援を利用している者、又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項の規定による本市の措置により、施設に入所若しくは通所をしている者

2 交付対象者は、次に掲げる条件を全て満たすものでなければならない。

(1) 身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、かつ、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する1級から4級までの等級に該当する障害があるものであること。

(2) 補助金の交付申請を行う日の属する年の前年（申請が1月から6月までの間に行われたときにあつては前々年）の所得税額が14万円以下の世帯に属する者であること。

（補助金の交付の対象及び補助金の額）

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、自動車運転免許の取得に要した経費とし、その補助金の額は、補助金の交付の申請を行った者が入校した自動車学校又は自動車教習所（以下「自動車学校等」という。）の教習料（検定料を含む。）の3分の2に相当する額（その額が10万円を超えるときは、10万円とする。）とする。この場合において、千円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り捨てた額とする。

（交付の申請の時期）

第4条 規則第3条第1項に規定する期日は、補助金の交付を受けようとする年度の3月15日とする。

（申請書に添付すべき書類）

第5条 規則第3条第1項第1号に規定する事業計画書は、第1号様式とし、同項第2号に規定する収支予算書は、第2号様式とする。

2 規則第3条第1項第5号の規定により申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者手帳の写し
- (2) 運転適性相談結果票の写し
- (3) 施設入所者にあつては、事業の要否に関する当該施設長の意見書
- (4) 市外に居住している学生にあつては、在学証明書

（添付書類の省略）

第6条 規則第3条第2項の規定により同条第1項第3号に規定する書類の添付を省略するものとする。

（交付の決定）

第7条 福祉事務所長は、補助金の交付の可否を決定したときは、身体障害者

自動車運転免許取得助成費補助金交付決定（却下）通知書（第3号様式）により補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第8条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期間は、補助金等の交付決定の通知を受け取った日から10日を経過した日までとする。

（実績報告書）

第9条 規則第12条に規定する期日は、自動車運転免許を取得した年度の3月末日とする。

2 規則第12条第1号に規定する収支決算書は、第4号様式とし、同条第2号の規定による実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 自動車運転免許証の表裏両面の写し

(2) 自動車学校等の教習料の領収書

（様式の特例）

第10条 規則第22条第2号の規定に基づき、規則第3条第1項に規定する交付申請書は、第5号様式とし、規則第12条第1項に規定する実績報告書は、第6号様式とする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則（平成12年10月20日告示第378号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（長崎市身体障害者自動車操作訓練事業実施要綱の廃止）

2 長崎市身体障害者自動車操作訓練事業実施要綱（平成9年長崎市告示第82号）は廃止する。

（香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町及び三和町の編入に伴う経

過措置)

- 3 平成17年1月3日において旧香焼町、旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧外海町又は旧三和町（以下「旧各町」という。）の区域内に住所を有していた者で、引き続き本市に住所を有するものについては、旧各町の区域内に住所を有した日から本市に住所を有していたものとみなす。

附 則（平成13年3月28日告示第101号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市身体障害者自動車運転免許取得助成事業費補助金交付要綱の規定は、平成13年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成13年6月1日告示第233号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成15年3月25日告示第122号）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日告示第141号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の長崎市身体障害者自動車運転免許取得助成事業費補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。

附 則（平成16年12月15日告示第556号）

この要綱は、平成17年1月4日から施行する。

附 則（平成18年9月29日告示第716号の3）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の長崎市身体障害者自動車運転免許取得助成事業費補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。

附 則（平成25年3月29日告示第221号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月4日告示第671号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成27年12月28日告示第786号）

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（令和元年6月10日告示第362号）

この要綱は、告示の日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

事業計画書

ふりがな 氏名		
生年月日	年	月 日 歳
現住所	電話（ ） —	
施設利用・就学状況等	施設名又は学校名	
	所在地	
職業 (勤務先)	電話（ ） —	
身体障害者手帳	都道府県（市）第 号	
付	種 級	年 月 日交
障 害 名		
運転免許取得を 必要とする理由 (具体的に)		
入校を希望する 自動車学校又は 教習所		
入校したい時期		
備 考 (自動車購入又は利用計画)		

第2号様式（第5条関係）

収支予算書

1 収入の部

科 目	金 額	備 考
補 助 金	円	
自 己 資 金	円	
合 計	円	

2 支出の部

科 目	金 額	備 考
教 習 料	円	
検 定 料	円	
合 計	円	

第3号様式（第7条関係）

身体障害者自動車運転免許取得助成事業費補助金交付決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

長崎市福祉事務所長 印

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので通知します。

補助年度	年度	補助事業の名称	身体障害者自動車運転免許取得助成事業
補助事業の目的及び内容			
<input type="checkbox"/> 交付決定します。		円	
交 付 条 件		年3月末日までに自動車運転免許を取得し、 下記の書類を提出してください。 (1) 実績報告書 (2) 収支決算書 (3) 自動車運転免許証の表裏両面の写し (4) 自動車学校又は自動車教習所の教習料の領収書 (5) 請求書	

<input type="checkbox"/> 却下します	理由
--------------------------------	----

第4号様式（第9条関係）

収支決算書

1 収入の部

科 目	金 額	備 考
補 助 金	円	
自 己 資 金	円	
合 計	円	

2 支出の部

科 目	金 額	備 考
教 習 料	円	
検 定 料	円	
合 計	円	

第5号様式（第10条関係）

身体障害者自動車運転免許取得助成事業費補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）長崎市福祉事務所長

申請者 住所

氏名 ㊟

長崎市身体障害者自動車運転免許取得助成事業費補助金の交付を次のとおり申請します。

対象者氏名			生年月日	年 月 日
住 所				
助 成 年 度	年度	補助事業 の名称	身体障害者自動車運転免許取得助成事業	
自動車運転免許の取得に要する経費		円		
交 付 申 請 金 額		円		

交付決定のため、対象者及び対象者の属する世帯の所得税の課税状況について、
長崎市福祉事務所長が確認することに同意します。

世帯状況 (対象者を含む)	氏 名	個 人 番 号	続 柄	生 年 月 日	同 意 欄
			本人		㊟
					㊟
					㊟
					㊟
					㊟
					㊟
※続柄については、対象者との続柄を記入してください。					
添 付 書 類	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 身体障害者手帳の写し (4) 運転適性相談結果票 (5) 施設入所者にあつては、事業の可否に関する当該施設長の意見書 (6) 市外に居住している学生にあつては、在学証明書				

第6号様式（第10条関係）

身体障害者自動車運転免許取得助成事業実績報告書

年 月 日

（あて先）長崎市福祉事務所長

申請者 住所

氏名



長崎市補助金等交付規則第12条の規定により、次のとおり報告します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	第 号
助成年度	年度	補助事業の名称	身体障害者自動車運転免許取得助成事業
自動車運転免許の取得に要した経費		円	
交付決定金額		円	
教習期間		年 月 日～ 年 月 日	
教習時間		時間	
免許取得年月日		年 月 日	
免許番号			
免許取得の条件			
添付書類	(1) 収支決算書 (2) 自動車運転免許証の表裏両面の写し (3) 自動車学校又は自動車教習所の教習料の領収書		